



北関東支部 表彰に関する細則

2025 年 1 月 27 日 北関東支部幹事会承認

(目的)

第 1 条 本細則は、一般社団法人日本原子力学会「部会・連絡会・支部表彰制度規程」(0110)ならびに「北関東支部規約」(0901-03)第 5 条第 1 項に基づき、技術功労賞および若手研究者発表会優秀発表賞の選考と表彰について定めることを目的とする。

(趣旨)

- 第 2 条 技術功労賞は、北関東支部（以下、「支部」という）管内において、原子力に関する研究開発施設やプラントの運転管理などの技術支援分野に優れた貢献をした個人または団体に対して、その功労をたたえるために贈呈する。
- 2 若手研究者発表会優秀発表賞は、支部管内において、若手研究者の交流を目的とした若手研究者発表会を開催し優れた発表をした個人に対して、その功労をたたえるために贈呈する。

(表彰の対象)

第 3 条 表彰の対象は以下のとおりとする。

- (1) 技術功労賞：会員，非会員を問わず貢献の顕著な個人または団体とする。
- (2) 若手研究者発表会優秀発表賞：39 歳以下の会員，非会員を問わず優秀な発表をした個人とする。

(募集方法)

第 4 条 表彰の募集方法は以下のとおりとする。

- (1) 技術功労賞：
 1. 支部会員の推薦による（自薦，他薦を問わない）。
 2. 支部幹事会は，本賞の候補案件を電子メール，ホームページ等で広く会員より募集する。
 3. 推薦者は，細則の推薦書一式を応募案内で指定された期日までに支部まで電子メールまたは郵送にて提出する。
 4. 推薦書書式は支部ホームページよりダウンロードできるようにする。
- (2) 若手研究者発表会優秀発表賞：
 1. 支部会員，非会員問わず本人申込みによる。
 2. 支部幹事会は，発表者をメール，ホームページ等で広く会員および非会員より募集する。

(選考方法)

第5条 選考方法は以下のとおりとする。

(1) 技術功労賞：

1. 支部長は、自身または副支部長を委員長とし、他2名から成る選考委員会を組織する。
2. 選考委員会にて推薦された受賞候補案件の審議をおこない、受賞者（2件程度）を選考する。
3. 選考委員会は選定結果について支部幹事会の承認を得る。その後3月末までに受賞者に通知する。

(2) 若手研究者発表会優秀発表賞：

1. 支部長は、自身または副支部長を委員長とし、選考委員会を組織する。
2. 選考委員会にて推薦された受賞候補者の審議をおこない、受賞者（発表件数の1～2割程度）を選考する。
3. 選考委員会は選定結果について支部幹事会の承認を得る。

(表彰)

第6条 表彰手続きは以下のとおりとする。

(1) 技術功労賞：

1. 受賞者に対する表彰を支部大会でおこなう。一件につき賞状および副賞をあわせて支部長より授与する。
2. 受賞概要を支部ホームページ等に掲載する。

(2) 若手研究者発表会優秀発表賞：

1. 受賞者に対する表彰を支部大会でおこなう。一件につき賞状および副賞をあわせて支部長より授与する。受賞した学生のうち、最優秀賞受賞者については、直近の「秋の大会」への発表参加支援を行うことができる。発表参加支援は会場までの交通費及び宿泊代とし、支給額は一般社団法人日本原子力学会「旅費・謝金規程」(0308-1)第2条に準じる。また宿泊代の支給範囲は最大4泊までとする。
2. 受賞概要を支部ホームページ等に掲載する。

(改定)

第7条 本細則の改定は、支部幹事会が決定し、支部大会ならびに理事会に報告するものとする。

- 2 本細則に定められていない運営上の細目は、支部幹事会で決定する。

附則

1 この内規は、平成 15 年 12 月 19 日から施行する。

2 改定履歴

- ① 平成 17 年 3 月 10 日一部改正
- ② 平成 21 年 9 月 28 日一部改正
- ③ 平成 23 年 4 月 13 日一部改正
- ④ 平成 28 年 7 月 26 日一部改正
- ⑤ 平成 29 年 4 月 7 日一部改正
- ⑥ 平成 30 年 10 月 15 日一部改正
- ⑦ 若手対象者の枠を広げるために上限年齢を改正

2025 年 1 月 27 日 北関東支部幹事会承認

3 2025 年 1 月 27 日改定の細則は、北関東支部幹事会が承認した日から施行する。